

資格停止措置一覧表

令和5年9月26日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	西武建設(株)	委任先：名古屋支店 愛知県名古屋市中村区名駅2丁目28番3号	5. 9. 27 ~ 6. 5. 26 (8箇月)	西武建設(株)は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長は、同社に対し建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令を行った。 よって、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-11(建設業法違反行為)に該当することから、上下水道事業部に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。